

令和6年6月19日

高等裁判所長官
地方裁判所長会同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

社会のデジタル化の一層の進展、特にコロナ禍に伴う行動の制約の下でのデジタル技術の活用は、従来の仕事の仕方や人と人との関わり方を大きく変容させ、国民の価値観や行動様式の多様化を加速させました。裁判制度が、国民から信頼され、法の支配を支える基盤であり続けるためには、裁判の本質を見据えつつ、このような価値観や行動様式の変化等を敏感かつ的確に捉え、柔軟に、そして大胆に諸課題に対応することが不可欠です。現在取り組んでいる裁判手続のデジタル化や裁判所組織の見直しも、そのような対応の一環にはかななりません。

裁判運営の改善に当たっては、既存の運用や基となる考え方に対する批判的検証が不可避であり、現状変更に対する抵抗感を伴います。これを克服して建設的な検討を進めるには、経験や世代の違いを超えた率直な意見交換、新たな挑戦による「失敗」の価値を認め、これを組織的な「財産」とするチャレンジ精神の醸成が不可欠です。

その検討においては、担当する事務の経験年数が少ない者がいることや、子育て、介護、ライフスタイルの多様化

などの事情から執務に充てる時間に制約がある者も増えて
いるといった現実を直視し、裁判官を含む裁判所職員全体
が、無理なく適正な事務を遂行できるような事務の方法や
マネジメントの確立が求められます。合理的で適正な事務
の確保や裁判所職員の研さんの支援のため、事務処理に必
要な知識やノウハウを組織的に共有する仕組みの整備も必
要です。

利用者の視点からは、裁判に要する時間は紛争解決に要
するコストであり、内容の適正さとともに、紛争解決手段
としての裁判に対する信頼に関わる要素です。民事訴訟事
件や裁判員裁判対象事件の審理期間の長期化傾向が続き、
近時は家事調停事件の長期化も指摘されています。その要
因は様々ですが、これまでの経過を踏まえると、審理を合
理化、効率化して利用者や裁判所の負担を全体として軽減
することが現実的な対応策であると言えます。そして、こ
のように負担を軽減することは、デジタル化後の記録検討
の負担への対応、重大な事件への的確な対応や研さんのた
めの余力の確保等のためにも有効であり、ひいては、裁判
の質の更なる向上につながると考えられます。

デジタル化が先行する民事訴訟では、既にウェブ会議に

による争点整理等が約8割の事件で実施されています。この間、争点整理を合理的、効率的に行うための検討が重ねられた結果、序盤で口頭議論を行って争点の大枠の認識を共有する手法の有効性が確認され、各裁判官がこの手法を実践し、その効果や課題等についての経験を交換し蓄積するという段階に移行しています。今後は、新たな手法の実践に対する抵抗感や不安感を軽減し、成功例や失敗例を率直に共有し、アイデアや助言を得られる場の設定など、新たな検討段階に即した支援態勢が必要です。書記官事務についても、合理的、効率的な審理の実践にその専門性を生かせるよう、デジタル化後の事務フローを想定した検討を加速させることが求められます。

家事事件の分野では、家族法制の見直しを中心とする民法等の一部を改正する法律の施行に向けた準備とともに、現行法下での事件処理においても、家庭裁判所調査官の専門的知見の効果的な活用や、制度趣旨に沿った適切な判断を迅速に行うための判断枠組みを踏まえた審理運営が必要です。多様で多数の事件を取り扱う家事事件では、僅かな非効率が累積して大きな負担になることから、その対応力を強化するためには家事事件全体の審理の合理化、効率化

を図り、必要な人的・物的態勢を検討していく必要があります。ウェブ会議は、審理の迅速化や家事事件利用者の物理的・心理的負担感の軽減にも有効なツールであり、効果的に活用することが望まれます。庁の規模が比較的小さく、一人が多種多様な事件を担当することの多い家事事件では、必要な知識やノウハウ等を的確に共有する態勢の整備が特に重要であり、より規模が小さい部署で取り扱われている少年事件では一層切実な問題です。

裁判員裁判対象事件の公判前整理手続の長期化の問題については、手続を主宰する裁判官の間で争点整理の到達目標について改めて議論するなど、裁判所側で対応可能なものから取り組むことが現実的です。デジタル化後の審理を見据えると、争いのある裁判員裁判非対象事件でも人証中心、公判廷中心の審理の実践が不可欠です。

裁判事務及び司法行政事務は、いずれも裁判所の紛争解決機能の充実強化に向けられています。これを担う裁判所職員の職務内容は、その専門性にふさわしい中核事務に注力できるものとし、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した形で柔軟に働くことのできる環境を整備することが大切です。

裁判所職員の一人一人が、国民から負託された裁判所の紛争解決機能を支えているというプライドを持って、真摯に職責を果たすことを期待して、私の挨拶とします。

以上